

「学校いじめ防止基本方針」

桐生市立北小学校

1 いじめ防止等のための取組に関する基本的な考え方

【いじめの未然防止について】

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進めていくことでいじめの防止につながると考える。そして、児童がいじめに向かわない態度・能力の育成等いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りをしていく。

【いじめの早期発見】

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行なわれたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる場合もある。児童の感じる被害性に着目し、けんかやふざけ合いであっても、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、児童と教職員の関係性も良くし、気軽に相談しやすい雰囲気や環境を作っていくとともに、毎月、児童に「友達関係アンケート」を実施することでいじめの早期発見につなげていく。

【いじめの解消について】

いじめがあることが発見された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等の対応を組織的に行う。また、家庭への連絡や必要に応じて関係機関との連携を行う。さらに、その後、被害児童やその家族に寄り添った対応を行う。

2 いじめ防止等のための組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」の構成員等

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、
教育相談担当、養護教諭、教育相談員、スクールカウンセラー

(2) 活動の概要

- 学校基本法やいじめ防止対策推進法に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめ相談・通報の窓口になり、家庭・地域への周知を図る。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いの情報があった時には、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 本人がいじめを否定したり、周囲がいじめを認識していなかったりする場合も、いじめにつながる行為に対しては適切に対応する。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・学校の実態に応じた「いじめ防止活動計画」を作成し、年間を通して長期的、総合的にいじめ防止等のための取組を行う。
- ・児童がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ・日々の授業や道徳教育を充実させることで、児童の充実感・達成感や「豊かな心」の育成につなげ、児童が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活動できる学校づくりを目指す。
- ・特に配慮が必要な児童については、日常的に該当児童の特性や背景を踏まえた適切な支援を行う。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・教職員は普段からカウンセリングマインドで児童と接するなど、相談しやすい雰囲気作りに努める。
- ・いじめを早期に発見するために、児童の変化に気づいたり、気づいた情報を迅速かつ確実に全職員で共有し、児童の指導・支援にあたる。
- ・普段から児童の生活を把握するためのアンケートや個別面談等を実施する。
- ・スクールカウンセラーや教育相談員等と連携を図り、相談しやすい環境を整える。
- ・教職員は、けんかやふざけ合いも含め、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに、また対応不要であると個人で判断せずに、直ちに生徒指導主任や管理職などに報告・相談を行う。そして、事象の背景にある事情調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。集められた情報は、個別の児童ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

(3) いじめの解消のための取組

- ・いじめを発見し、または相談を受けた場合は、まず、「いじめ防止対策委員会」で対応する。
- ・措置を行う際には、一方的、一面的な解釈で対応しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでケアや指導を行うことなどについて配慮する。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。
- ・謝罪をもって安易に解消とせず、いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月月間継続し、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できた場合に解消とする。また、いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

(4) 重大事態発生時の対応

北小のいじめ対応のマニュアルに従い教育委員会に一報を入れるとともに「いじめ防止対策委員会」を中心とした校内組織やその校内組織に第三者を加えた組織、また第三者調査委員会で迅速かつ適切に対応する。

(被害児童・保護者等への対応)

- ・被害児童・保護者等に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築する。
- ・詳細な調査をしていない段階で、「いじめはなかった」などと断定的に説明してはならない。
- ・詳細な調査を実施する前に以下の①～⑥を説明する。
 - ①調査の目的・目標 ②調査主体 ③調査時期・期間 ④調査事項・調査対象
 - ⑤調査方法 ⑥調査結果の提供
- ・被害児童・保護者等が精神的に不安定になっている場合、カウンセリングや医療機関によるケアを受けるように勧める。この際、可能な限り教職員やスクールカウンセラー等が寄り添いながら専門機関による支援につなげることが必要である。

4 関係機関との連携

- いじめ発生の際には、教育委員会に報告する。
- 警察、児童相談所、医師、地域団体等の関係機関とは、何か問題が起きてから連絡するのではなく、非行防止教室など未然防止の視点からも連携を図っておく。
- 「いじめ防止子ども会議」で学校の取組を各校に報告、情報交換し合い、防止に向けて連携を図る。

5 保護者との連携

- 年度当初から保護者会などでいじめ問題に対する学校の取組や対応方針などを知らせ協力や情報提供を依頼する。
- 平素から保護者とのコミュニケーションを大切にし、ささいな相談や情報にも耳を傾け対応していく中で、保護者との信頼関係を深めていく。
- 学校だよりやホームページを利用し、学校の様子を常に発信する。

6 評価の実施

- 学校評価において、いじめ防止に関わるアンケート調査を実施し評価を行う。
- 学校評議委員会などの第三者、スクールカウンセラー等の意見を聞きながら、客観的にいじめ防止の取組に対する評価を行い、随時改善に努める。